

財団法人伊賀市文化都市協会共同研究施設運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 財団法人伊賀市文化都市協会（以下「協会」という。）の寄付行為第23条の規定に基づき、財団法人伊賀市文化都市協会共同研究施設運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、産学連携による環境・食・文化等に関する共同研究施設の設置及び運営の円滑な遂行を図るため、必要な事項について協議するほか理事長の指示する業務を担当する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名程度で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がそれを代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協会事務局で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、理事長が別に定める日から施行する。